

I 環境行政の概要

1. 備前市の環境保全概況

環境問題をめぐる状況は近年特に多様化、複雑化しているが、本市では、依然として大気汚染、水質汚濁といった従来型の公害が問題となるケースが多いことから、一般環境の状況を把握するため、大気環境測定、各種試料分析、必要に応じて工場・事業場への立入検査・指導や環境パトロール等を実施しています。

工場等から排出される大気汚染物質は、法、条例等の規制及び環境問題への取り組みにより減少傾向にあり、汚染物質の大気環境中濃度はおおむね良好に推移しています。山陽自動車道、国道2号、250号、374号、岡山ブルーラインの基幹道路を通行する自動車や大型ディーゼル車等の移動発生源に起因する汚染物質も減少傾向にあります。これは、自動車排ガス規制の強化やハイブリッド・電気・低燃費自動車などの低公害車の普及によるものと考えられます。

また、本市の主要産業である窯業・土石製品製造業関係からの粉じん公害、あるいは廃プラスチック類の野焼き等については、法規制はあるものの発生源が多いことなどから継続した発生源対策を実施しています。

こうした状況のなかで、市では市民の健康を守り、安心して暮らせる環境を維持していくために現状の把握を行ない、様々な対策を実施しています。

2. 環境保全に関する施策の概要

(1) 環境基準

区分	地域指定等	施策	備考
大気汚染	全国一律の基準	大気環境常時監視	
水質汚濁	海 域 A類型(昭和49年5月) 金剛川 A類型(昭和48年4月) 伊里川 B類型(昭和50年5月)	定期水質調査	
騒 音	都市計画法用途地域(昭和60年4月)	環境騒音測定	

(2) 発生源対策 (備前市環境保全条例を除く対策)

区分	法律・条例等	地域指定	施策	事務分掌
大気汚染	大気汚染防止法	備前市全域	調査、測定 工場立入 等	県
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例			
水質汚濁	水質汚濁防止法			
	瀬戸内海環境保全特別措置法			
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例			
騒 音	騒音規制法			一部地域
振 動	振動規制法	一部地域		
悪 臭	悪臭防止法	備前市全域		

3. 公害防止協定

工場や事業場など、汚染物質の排出源については、法律・条例などで規制が行われていますが、その地域の事情や工場等の規模などにより、生活環境に被害が生じるおそれのある場合には、当該地域へ立地する企業との間に公害防止協定を締結し、通常の法令等よりも厳しい規制を課し、環境の保全に努めています。

なお、令和7年3月31日現在の協定締結状況は表－1のとおりです。

公 害 防 止 協 定 締 結 状 況

表－1

(R7.3.31 現在)

企 業 名	協定締結年月日	業 種	協 定 の 主 内 容
NTN(株)	S47. 9.20	金属製品製造	大気、水質、騒音外
(株)ヨータイ吉永工場 第2製造所	S48. 8. 7	不定形耐火物の製造	大気、水質、騒音外
帝国窯業(株)	S48. 4.17	窯業	大気、水質、悪臭外
(株)クラレ	S51. 3.30	化学	大気、水質、騒音、悪臭外
日本ゴア(株)	S51. 9. 9	プラスチック加工	大気、水質、騒音外
(株)タック	S58. 9. 1	建設資機材卸売	水質
岡山大鵬薬品(株)	S58.11.22	医薬品製造	大気、水質、騒音、悪臭外
(株)放電精密加工研究所	S60. 7. 4	放電加工業	大気、水質、騒音、振動外
(株)桂スチール	S60. 7. 4	金属製品製造	大気、水質、騒音、振動外
(有)川西機工	H 5. 7. 8	金属製品製造	大気、水質、騒音、振動外
坂本産業(株)	H 7. 9.18	養鶏業	大気、水質外
テクノエフアンドシー(株)	H13. 9.28	木質系住宅製造	大気、水質、騒音、悪臭外
(株)栗本鉄工所岡山工場	H14.10.28	金属製品製造	大気、水質、騒音、振動外
(株)ビー・アイ・エフ	H17.12. 1	家具製造業	大気、水質、騒音外
フルハーフ岡山(株)	H18. 9. 1	輸送用機械器具製造	大気、水質、騒音、振動外
タイガースポリマー(株)	H18.12. 1	ゴム製品製造	大気、水質、騒音外
コーワン(株)	H20. 1.10	運送業	大気、水質、騒音、振動外
(株)山一精機製作所	H20. 2. 1	金属製品加工業	大気、水質、騒音、振動外
(有)藤橋家ひよこファーム 吉永農場 (旧(有)新宮ファーム)	H20. 3. 4	養鶏業	大気、水質外
(株)日本チャンキー	H22. 4.15	養鶏業	大気、水質外
東海シープロ(株)	H27.3.23	食品加工業	水質、騒音、振動、悪臭

(計 21 社)

4. 苦情

近年の苦情申し立ては、市民の環境に対する関心の高まりやダイオキシン等の報道により、感覚的・心理的被害が増加していると思われます。公害種別に関しても、野焼き等による大気汚染の苦情が増加する傾向にあります。こうした事案については、互いのちょっとした気配りで未然に防ぐことが可能と思われます。

なお、苦情受付件数及び苦情種別は表－2のとおりです。

苦 情 受 付 件 数

表－2

区分		年度	2	3	4	5	6
公 害 種 別	大気汚染		29	5	5	10	6
	水質汚濁		4	1	1	2	4
	騒音		8	2	4	3	4
	振動		1	0	0	0	0
	悪臭		7	6	4	1	1
	その他		4	1	1	2	1
用 途 地 域 別	住居系地域		14	2	3	5	5
	近隣商業地域		3	0	1	0	2
	商業地域		3	0	0	2	0
	準工業地域		3	3	5	3	3
	工業地域		3	1	1	1	1
	その他		26	9	5	7	5
発 生 源 別	工場等		23	4	3	6	6
	工場以外		2	5	6	1	5
	一般家庭		20	4	3	8	2
	不明		7	2	3	3	3
合 計			52	15	15	18	16

※令和3年度より重複案件はカウントしない。

Ⅱ 大 気 汚 染

1. 概況

大気汚染とは、工場から排出されるばい煙や、自動車排出ガスなどによって大気が汚れて人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。大気汚染の防止対策は、国においては人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、(表-3)に示しますとおり全国一律の「環境基準」を定めており、また、工場、自動車などの発生源については、大気汚染防止法をはじめとする関係法令や、条例に基づき規制を行っています。本市の主な発生源である耐火煉瓦工場は、片上湾周辺地域と日生、三石地域に集中して立地しており、周囲が山に囲まれた地形のため、汚染物質の拡散が悪く高濃度が発生しやすい状況といえます。過去においては、環境基準未達成の時期もありましたが、工場における脱硫装置の設置、低硫黄燃料への切り替えなどにより改善され、環境基準を達成しています。県では、汚染状況の把握、被害の未然防止のため、(P5図-1)に示すように市内4ヶ所に「大気環境監視測定局」を設置しています。測定局のうち、伊部測定局では、主に自動車排出ガスに関する窒素酸化物、炭化水素等の測定を、その他の一般大気環境測定局では、重油などの燃料に関する硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、夏に高濃度が発生しやすいオキシダント、気象項目の風向・風速の測定を行っています。

かつては、市設置3ヶ所で「大気環境汚染監視測定局」を設置し、二酸化硫黄・SPM(浮遊粒子状物質)・窒素酸化物・風向風速の自動測定を行っていましたが、環境基準と比べて十分に低い濃度で推移しており、増加傾向でもないことから、市設置の測定局について令和4年度に見直しを実施しました。同年10月6日に岡山県環境審議会大気部会において意見聴取され、10月末をもって廃止としました。

(P6表-4)の◎(二重丸)は、県と光回線を使用してテレメータ接続している測定局を表しており、測定データは、テレメータ装置(P6図-2)により毎時収集し、常時監視すると共に、万一高濃度が発生した場合には、工場等へ汚染物質の排出抑制を要請することとしています。

2. 大気汚染に係る環境基準

表-3

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン(C ₆ H ₆)	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン(C ₂ HCl ₃)	1年平均値が0.20mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン(C ₂ Cl ₄)	1年平均値が0.20mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン(CH ₂ Cl ₂)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

大気環境監視測定項目一覧表

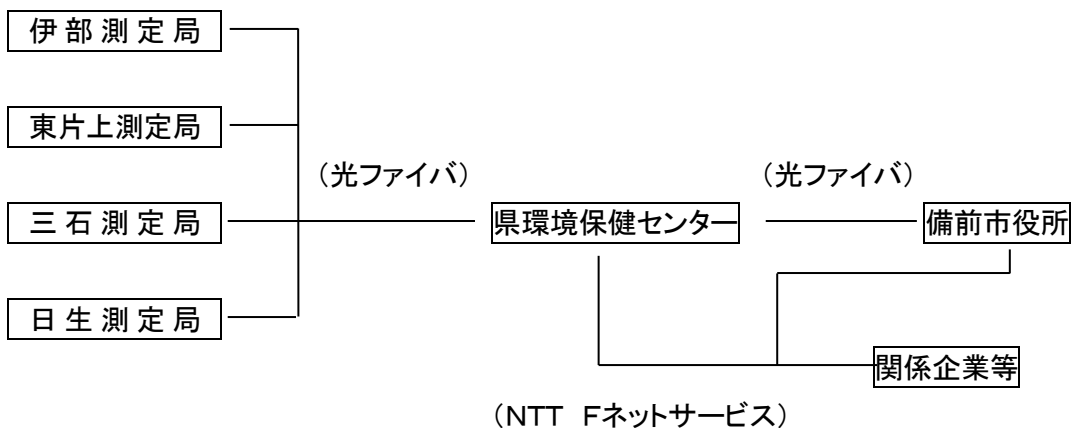
表-4

測定項目 測定局名		硫黄 酸化物	浮遊粒子 状物質	窒素 酸化物	オキシ ダント	炭化 水素	微小粒子 状物質	風向 風速	備考
県設置	伊部		◎	◎		◎			自
	東片上	◎	◎	◎	◎			◎	
	三石	◎	◎	◎	◎		◎※	◎	
	日生		◎		◎			◎	
凡例	◎→テレメータ接続 ○→非テレメータ化 自→自動車排出ガス測定局								

※ 平成28年12月から三石測定局で微小粒子状物質(PM2.5)測定を開始しました。

テレメータ系統図

図-2



3. 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、重油などの燃料や原材料に含まれる硫黄が、燃焼により酸化されてできる物質で、濃度が高いと呼吸器官を刺激し、ぜんそくや気管支炎等をひきおこします。主な発生源は工場、事業場で、焼成炉やボイラーの排煙中に含まれて、大気中に排出されるもので、過去において高濃度発生がみられたため、逐次規制強化されました。また、工場での重油等燃料使用量も、汚染が問題となっていた昭和50年頃と比べて半分以下となり、燃料の種類も硫黄分の少ないものを使用するようになったため、環境濃度は大幅に改善されています。硫黄酸化物の規制方法は、各施設ごとの排出量を規制する「K値規制」(大気汚染防止法に基づき地域ごとに定められていて、Kの値が小さいほど厳しい)と、工場、事業場が集合した地域において、「K値規制 (昭和51年9月3. 5)」だけでは環境基準の達成が困難である場合に、地域を定め、当該地域の排出許容総量に基づいて工場ごとの排出量の総量を定める「総量規制」がありますが、いずれについても地域指定を受け厳しい規制を実施しています。

二酸化硫黄については、市内2測定局で自動測定を実施しており、(P7表-5)に過去5年間の環境基準適合状況を示しました。令和6年度の測定結果は、年平均値で最大0.001ppm、また1時間値の最高値でも0.006ppmから0.015ppmと低い値であり、全測定局で環境基準を達成しています。

二酸化硫黄濃度環境基準適合状況

表一 5

測定局	年度	年平均値		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準適合状況
		ppm	時間	%	日	%	ppm					
東片上	2	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○	
	3	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0	○	
	4	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0	○	
	5	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0	○	
	6	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0	○	
穂浪	2	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○	
	3	0.002	0	0.0	0	0.0	0.006	0.003	○	0	○	
	4	0.002	0	0.0	0	0.0	0.008	0.004	○	0	○	
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鶴海	2	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	○	0	○	
	3	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	
	4	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三石	2	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.003	○	0	○	
	3	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	○	
	4	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	○	0	○	
	5	0.001	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0	○	
	6	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.007	○	0	○	
野谷	2	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005	○	0	○	
	3	0.004	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	○	0	○	
	4	0.003	0	0.0	0	0.0	0.012	0.006	○	0	○	
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※自=自動車排出ガス測定局

※市測定局（穂浪、鶴海、野谷）は令和4年10月31日をもって廃止

※野谷・日生測定局は令和4年3月31日をもって二酸化窒素の測定を廃止

4. 窒素酸化物

窒素酸化物は、燃料や空気中の窒素が燃焼することにより発生し、濃度が高いと呼吸器系の病気をひきおこします。ものの燃焼により発生することから、発生源は工場、自動車から家庭用暖房器具等多岐にわたっています。国道2号、250号、374号、山陽自動車道、岡山ブルーライン等の幹線道路が整備されている本市においては、交通量の増加とあいまって、今後の高濃度が懸念される場所ですが、自動車排ガス規制強化や低公害車の普及により有害物質の排出量が抑制されていることもあり、近年は平均値でほぼ横ばいで推移しています。

窒素酸化物のうち二酸化窒素については環境基準が定められており、環境濃度は自動車排出ガス測定局1局、一般環境測定局2局の計3局で測定を行っています。(P8表一6)に過去5年間の環境基準適合状況を示していますが、すべての測定局で環境基準に適合しています。

二酸化窒素濃度環境基準適合状況

表一 6

区分	測定局	年度	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	環境基準適合 状況
					(ppm)	(ppm)	(日)	(%)		
※自	伊 部	2	0.015	0.054	0	0.0	0	0.0	0.028	○
		3	0.015	0.049	0	0.0	0	0.0	0.026	○
		4	0.014	0.059	0	0.0	0	0.0	0.025	○
		5	0.013	0.046	0	0.0	0	0.0	0.023	○
		6	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0.023	○
一 般 環 境 測 定 局	東片上	2	0.007	0.034	0	0.0	0	0.0	0.015	○
		3	0.007	0.031	0	0.0	0	0.0	0.014	○
		4	0.006	0.032	0	0.0	0	0.0	0.014	○
		5	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0.013	○
		6	0.006	0.032	0	0.0	0	0.0	0.012	○
	穂 浪	2	0.005	0.031	0	0.0	0	0.0	0.016	○
		3	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0.015	○
		4	0.004	0.025	0	0.0	0	0.0	0.009	○
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-	-	-
	鶴 海	2	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0.011	○
		3	0.005	0.022	0	0.0	0	0.0	0.010	○
		4	0.004	0.023	0	0.0	0	0.0	0.009	○
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 石	2	0.009	0.034	0	0.0	0	0.0	0.020	○
		3	0.008	0.037	0	0.0	0	0.0	0.016	○
		4	0.008	0.031	0	0.0	0	0.0	0.017	○
		5	0.007	0.028	0	0.0	0	0.0	0.015	○
		6	0.007	0.026	0	0.0	0	0.0	0.014	○
	野 谷	2	0.006	0.032	0	0.0	0	0.0	0.016	○
		3	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0.013	○
		4	-	-	-	-	-	-	-	-
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
6		-	-	-	-	-	-	-	-	
日 生	2	0.004	0.032	0	0.0	0	0.0	0.012	○	
	3	0.004	0.027	0	0.0	0	0.0	0.009	○	
	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	

※自＝自動車排出ガス測定局

※市測定局（穂浪、鶴海、野谷）は令和4年10月31日をもって廃止

※野谷・日生測定局は令和4年3月31日をもって二酸化窒素の測定を廃止

5. 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素などに、太陽の紫外線が作用(光化学反応)してできる、オゾンなどの種々の酸化性物質の総称のことで、高濃度になると人や植物に被害を与え、ゴムにひび割れを生じさせるほか、人に対しては眼、鼻、のどの粘膜を刺激するなどの悪影響を与えます。オキシダントは大気中で生成される物質であるため、その発生量は工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素の量に左右され、また、特に夏期は紫外線が強いので高濃度が発生しやすくなります。

オキシダント濃度の測定は、県設置の3測定局で測定を行っており、表-7に過去5年間の測定結果を示しました。結果はすべての測定局で環境基準(1時間値が0.06ppm以下)は不適合でした。

なお、光化学オキシダントは、県下すべての局で環境基準不適合となっています。

オキシダント濃度測定結果 (昼間)

表-7

測定局	年度	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
東片上	2	0.033	74	339	0	0	0.097
	3	0.033	78	341	0	0	0.104
	4	0.033	78	360	0	0	0.104
	5	0.032	65	267	1	1	0.125
	6	0.033	72	317	0	0	0.088
三石	2	0.030	62	289	0	0	0.097
	3	0.030	58	205	0	0	0.106
	4	0.029	61	280	0	0	0.112
	5	0.028	51	201	1	2	0.129
	6	0.030	50	220	0	0	0.099
日生	2	0.034	67	284	0	0	0.099
	3	0.035	78	344	0	0	0.104
	4	0.034	70	316	0	0	0.111
	5	0.033	62	255	0	0	0.112
	6	0.035	67	319	0	0	0.101

6. 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中を浮遊する粒径2.5ミクロン(1ミクロン=1/1,000mm)以下の物質のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10μm以下の粒子)よりも小さな粒子であります。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

平成28年12月より三石測定局で測定が開始されましたので、今後も注視し、場合によっては注意喚起をしていく必要があります。表-8に月別測定結果を示しました。

微小粒子状物質測定結果

表-8

(単位: μg/m³)

測定局	年月	令和6年										令和7年			累計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
三石	月平均値	13.5	11.4	11.6	11.4	10.6	11.3	9.6	10.5	9.4	11.5	10.5	13.2	11.2	
	日平均値の最高値	41.0	16.8	22.2	16.0	19.8	23.5	16.9	24.2	17.9	30.9	26.1	33.9	24.1	
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

7. 浮遊粒子状物質(SPM)及び降下ばいじん

浮遊粒子状物質とは、大気中を浮遊する粒径10ミクロン(1ミクロン=1/1,000mm)以下の物質のことで、これは、大気中に比較的長時間滞留し、人体、特に呼吸器系統に影響を及ぼします。浮遊粒子状物質は、粉じん(土石の堆積、粉碎等のほか自然の砂ぼこり等)と、ばいじん(物の燃焼により発生する「すす」等)に大別されますが、工場、事業場に起因するものは原則として規制対象となっています。

浮遊粒子状物質濃度監視は、市内4測定局で自動測定を行っており、(P11表-9)に過去5年間の経年推移を示しました。測定結果は平均値でやや減少傾向となっており、令和6年度はすべての局で環境基準を達成しています。

また、近年、浮遊粒子状物質よりもさらに小さな粒子PM2.5による大気汚染も問題となってきており、今後も注視し、場合によっては注意喚起をしていく必要があります。

降下ばいじんは、大気中を浮遊する粒子状物質が、自重や降雨などにより沈降するものでこの量を測定することにより、その地域での沈降物質量が把握できます。(P12表-10)に令和6年度降下ばいじん量月間値を示しました。

浮遊粒子状物質測定結果

表—9

区分	測定局	年度	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
				(mg/m ³)	(時間)	(%)	(時間)			
※自	伊 部	2	0.015	0	0.0	0	0.0	0.103	0.040	0
		3	0.013	0	0.0	0	0.0	0.085	0.028	0
		4	0.015	0	0.0	0	0.0	0.097	0.030	0
		5	0.015	0	0.0	0	0.0	0.111	0.032	0
		6	0.013	0	0.0	0	0.0	0.064	0.034	0
一 般 環 境 測 定 局	東片上	2	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.039	0
		3	0.013	0	0.0	0	0.0	0.062	0.027	0
		4	0.014	0	0.0	0	0.0	0.079	0.028	0
		5	0.013	0	0.0	0	0.0	0.067	0.029	0
		6	0.013	0	0.0	0	0.0	0.095	0.032	0
	穂 浪	2	0.015	0	0.0	0	0.0	0.098	0.040	0
		3	0.014	0	0.0	0	0.0	0.079	0.030	0
		4	0.015	0	0.0	0	0.0	0.107	0.027	0
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-	-	-
	鶴 海	2	0.015	0	0.0	0	0.0	0.241	0.041	0
		3	0.014	0	0.0	0	0.0	0.258	0.029	0
		4	0.016	0	0.0	0	0.0	0.126	0.030	0
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-	-	-
	三 石	2	0.022	0	0.0	0	0.0	0.183	0.065	0
		3	0.018	0	0.0	0	0.0	0.102	0.037	0
		4	0.021	0	0.0	0	0.0	0.113	0.043	0
		5	0.021	0	0.0	0	0.0	0.140	0.061	0
		6	0.020	0	0.0	0	0.0	0.170	0.044	0
	野 谷	2	0.013	0	0.0	0	0.0	0.380	0.046	0
		3	0.011	0	0.0	0	0.0	0.282	0.027	0
		4	0.011	0	0.0	0	0.0	0.169	0.028	0
		5	-	-	-	-	-	-	-	-
6		-	-	-	-	-	-	-	-	
日 生	2	0.014	0	0.0	0	0.0	0.137	0.044	0	
	3	0.013	0	0.0	0	0.0	0.063	0.027	0	
	4	0.014	0	0.0	0	0.0	0.098	0.030	0	
	5	0.013	0	0.0	0	0.0	0.071	0.042	0	
	6	0.013	0	0.0	0	0.0	0.142	0.031	0	

※自＝自動車排出ガス測定局

※市測定局（穂浪、鶴海、野谷）は令和4年10月31日をもって廃止

降下ばいじん量測定結果

表－10

年度		(t / km ² / 月)											
年月 地点	令和6年									令和7年			平均値
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
東片上	1.6	1.4	1.4	1.7	1.2	1.7	1.9	0.7	0.5	0.5	1.2	2.0	1.3
三石宿上	2.2	2.0	1.3	1.6	0.9	1.2	1.7	1.1	1.1	0.7	1.6	1.7	1.4
明石	4.0	4.2	3.2	2.8	1.8	3.1	3.0	3.2	2.5	3.3	3.5	3.6	3.2
下山池南	3.0	1.6	1.6	1.4	1.8	1.3	1.8	0.5	0.3	0.5	1.0	2.8	1.5

8. 備前焼窯

備前焼は古くからの伝統工芸で、一般に広く知られ親しまれています。一方、焼成の燃料として大半が松割木を使用するため、黒煙となって多量の「すす」が排出され、住居との混在という立地条件ともあいまって、苦情が発生しやすい状況といえます。

本市では、窯の設置については備前市環境保全条例で「窯業製品の製造の用に供する焼成炉」として届け出を義務づけています。

表－11に備前焼窯設置届出数を示しました。

備 前 焼 窯 設 置 数

表－11

(単位:基)

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合 計
設置数	0	△3	0	0	0	305

9. 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止のため、工場等汚染物質の排出源については法令等で排出基準を定め規制を行っていますが、気象条件等によっては汚染物質の濃度が高くなり、人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれが生じる場合があります。このような場合、大気汚染防止法等に基づく「緊急時措置」として、市内工場等の発生源に対して、ばい煙排出量の削減を要請するなど、被害の未然防止に努めています。

また、特にオキシダントの高濃度が発生しやすい夏期については、特別に期間(5/10～9/10の間)を定め、高濃度時の対応に加えマイカーの使用自粛などを含めた、総合的な対策を実施しています。

本市の状況は、令和6年度は、オキシダント情報の発令はありませんでした。(P14表－12)に大気汚染注意報等発令基準及び削減率を、(P14表－13)に過去5年間の発令状況を示しました。

大気汚染注意報等発令基準及び削減率

表-12

物質名 内容		光化学オキシダント	
		発令基準	削減率
大気汚染情報 (オキシダント情報)		11:00~13:00	① 0.100ppm 以上が 20 分以上 継続 ② 0.105~0.110ppm が 10 分以 上継続 ③ 0.110ppm 以上
		13:00~15:30	① 0.100~0.105ppm が 20 分以 上かつ風速 2.0m/s 以下 ② 0.105~0.110ppm が 20 分以 上継続 ③ 0.110ppm 以上が 10 分以上 継続
		15:30~17:30	① 0.105~0.110ppm が 20 分以 上継続かつ次回上昇傾向 ② 0.110ppm が 10 分以上継続
大気汚染注意報 (オキシダント注意報)		0.12ppm以上で継続する場合	
大気汚染警報 (オキシダント 警報)	第1次	0.24ppm以上で継続する場合	
	第2次	0.40ppm以上で継続する場合	

(測定値はすべて1時間値)

* 情報発令に際しては、備前市の内規により発令基準を設けています。その他の発令は、県の大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき発令しています。

* オキシダント以外にも、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質など測定物質についても、高濃度になった場合は、要綱により注意報・警報が発令されます。

大気汚染注意報等発令状況

表—13

年度	月 日	発令地区	発令内容	発令・解除時刻	最高濃度		
					地 点	時 刻	ppm
29	5. 20	市内全域	Ox 情報	14:10~17:10	三石	15時	0.111
	5. 21	市内全域	Ox 情報	16:10~17:40	東片上	16時	0.108
	5. 30	市内全域	Ox 情報	15:10~19:30	三石	17時	0.116
	8. 9	市内全域	Ox 情報	15:10~16:40	東片上	15時	0.110
30	5. 27	市内全域	Ox 情報	13:20~18:30	東片上	14時	0.120
	8. 5	市内全域	Ox 情報・注意報	13:40~16:10	日生	14時	0.128
R1	5. 23	市内全域	Ox 情報	15:10~17:10	東片上	16時	0.104
	5. 24	市内全域	Ox 情報	12:10~17:10	東片上	14時	0.117
	5. 25	市内全域	Ox 情報・注意報	13:10~18:40	三石	14時	0.134
	6. 20	市内全域	Ox 情報	13:10~18:10	日生	16時	0.116
R2	-	-	-	-	-	-	-
R3	-	-	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-
R5	5. 17	市内全域	Ox 情報・注意報	14:10~16:10	三石	15時	0.129
	5. 17	市内全域	Ox 情報・注意報	15:10~16:10	東片上	15時	0.125
R6	-	-	-	-	-	-	-

10. 公害健康被害

公害による健康被害の救済については、「公害健康被害補償法」に基づき、昭和50年12月に片上湾周辺の地域が「第1種地域」の指定を受け、慢性気管支炎等の疾病による認定患者に対して、医療費等の給付や、健康の回復を図るための保健福祉事業が行われてきました。

その後、発生源対策などの環境改善が進み、昭和63年3月には同法が一部改正され、名称も「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められました。この改正により、従来の「第1種地域」の指定がすべて解除され、新規の認定はしないこととなりましたが、既認定患者への給付とあわせて、大気汚染による地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた「健康被害予防事業」が実施されることとなりました。

本事業の内容は、人の健康に着目し、健康の確保を図ることを目的とする「環境保健事業」と、大気環境そのものに着目し、大気環境が健康被害を引き起こす可能性のないものとして行くことを目的とする「環境改善事業」に大別され、本市では平成元年度から本事業に取り組みました。

環境改善事業については、「独立行政法人 環境再生保全機構」が定める要綱、要領に基づき市町村が行う「施設等整備事業」と、民間事業者等が行う「施設等整備助成事業」があり、それぞれ対象事業を選択実施し、助成を受けます。本事業について、平成元年から植樹事業や、自動車排出ガス対策として最新規制に適合する車両への代替事業を実施しました。

* 最新規制に適合する代替事業の助成は、平成22年度で終了しています。

Ⅲ 水 質 汚 濁

1. 概況

水質汚濁は、有機物や有害物質などの汚濁物質が浄化能力以上に海、池、河川等に流れ込み、その水質を悪化させ、生活環境や人の健康に悪影響を及ぼすことをいいます。汚濁物質の排出源は工場、事業場などのほか、一般家庭や農業、畜産など広い範囲にわたっています。河川等の水域では、本来多少の汚濁物質が流入しても、これが沈澱し、微生物により分解され、水が浄化される機能をもっています。しかし、限界を越えると汚濁物が蓄積され、汚濁が進みます。工場や家庭から排出された窒素やリンなどが多量に流入すると、富栄養化となって、水面が青緑色になる「アオコ」や、海域においては赤潮が発生します。

水質汚濁については(表-14)に示すように「環境基準」があり、人の健康を守るための「健康項目」と、生活環境を守るための「生活環境項目」があります。生活環境の保全に関する基準については、水域ごとに類型あてはめを行い適用されます。備前市の海域では、播磨灘北西部として昭和49年5月にA類型に、河川では金剛川が昭和48年4月にA類型、大谷川を含む伊里川が昭和50年5月にB類型の指定を受けています。

片上湾については、中小の河川が流入しているうえに、海水が外海へ移動しにくい閉鎖性の海域であり、汚濁が進みやすい状況です。また、河川ではA類型の金剛川流域には窯業原料を採掘するろう石鉱山があり、地質に起因する酸性水の対策として、和気町、関係事業者等で金剛川浄化対策協議会を組織し、水質監視や水質保全に努めています。

また、本市では今崎(板屋)、金谷、野谷地区の休廃止鉱山からの強酸性水等を処理するため、国及び県の補助を受け、休廃止鉱山鉱害防止事業を実施しています。水質汚濁の防止について、工場等の排出源については水質汚濁防止法や県条例排水基準によって規制を受けています。また、一般家庭等からの生活雑排水対策として、公共下水道等の普及、合併処理浄化槽設置の促進を図っています。

2. 水質汚濁に係る環境基準

表-14

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下

項目	基準値	項目	基準値
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		
備考	<p>1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。以下(2)においても同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1 等により測定された硝酸イオン濃度に換算係数を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川(湖沼を除く)

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下	
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下	金剛川
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下	伊里川 (大谷川を含む)
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上		
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上		
E	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上		
単位		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	CFU/100 ^{ミリℓ}	
備考	<p>1 基準値は、日平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p>					

②海域

ア

項目 類型	基準値					該当水域
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	300以下	検出されないこと	東備港
B	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上		検出されないこと	
C	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上			
単位		mg/ℓ	mg/ℓ	CFU/100 ℓ	mg/ℓ	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	東備港
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
備考	基準値は年間平均値とする。			

(注)

- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

3. 水質調査結果

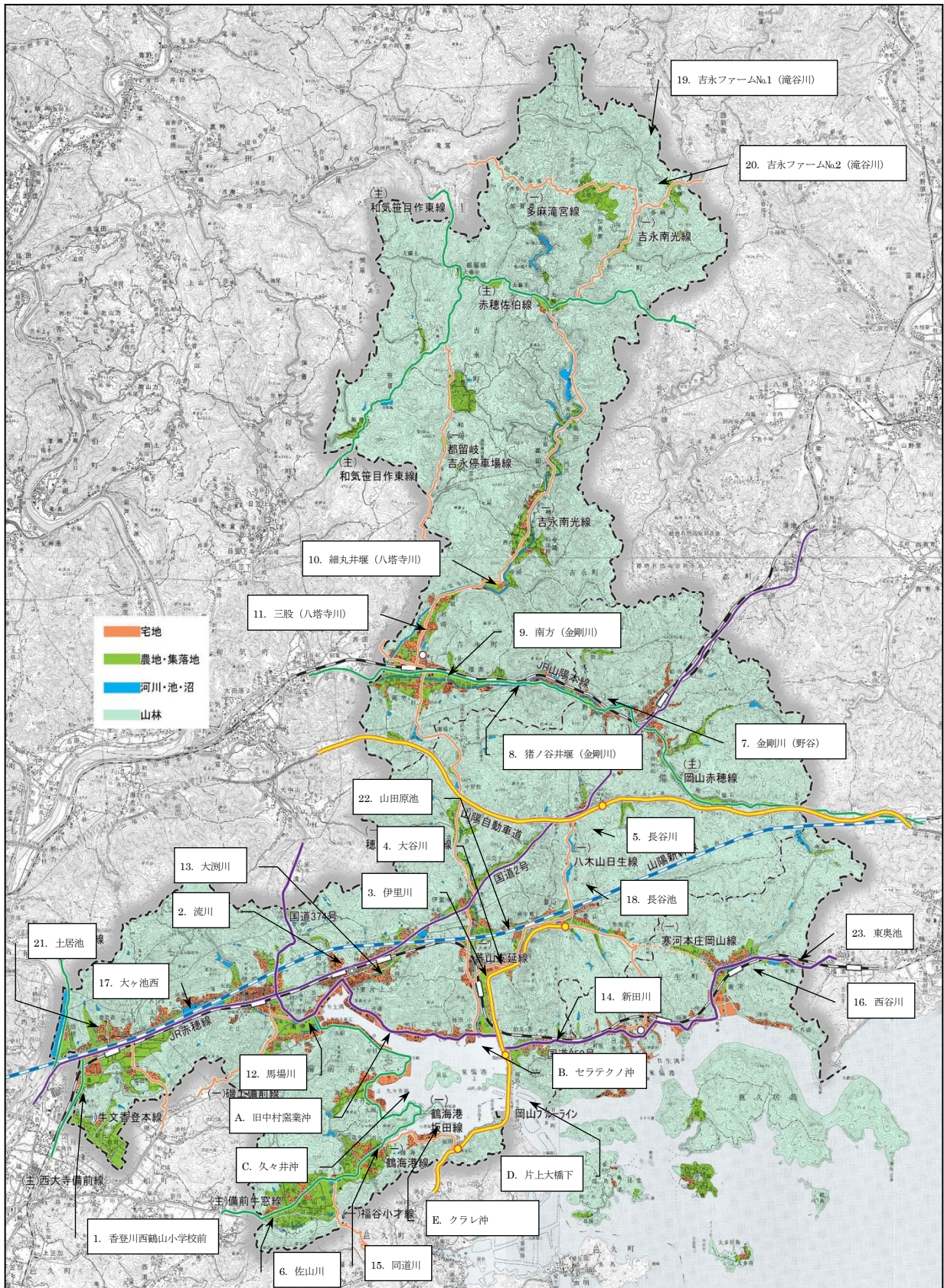
市では、片上湾、市内河川・池について定点(P20図-3)を設け水質調査を実施しており、(P20表-15)に令和6年度の調査結果を示しました。汚濁の度をあらわす指標は種々のものが使われますが、一般的には海についてはCOD(化学的酸素要求量)、河川についてはBOD(生物化学的酸素要求量)が代表的な指標となっています。これらはいずれも水中の有機物が分解される際に消費される酸素量のこと、数値が大きいほど汚れの程度が進んでいることをあらわします。

片上湾について見ると、工場等からの汚染物質の減少、下水道整備による生活系汚染物質の減少によりCODは少しずつ改善されていますが、季節によってプランクトン発生などの影響により溶存酸素量が減少し富栄養化の度合を示す、窒素、りんが上昇する傾向となっています。

次に、流川で、大腸菌数が環境基準を超えていたものの、その他の項目については、おおむね良好な水質で推移しています。その他の河川、池については、調査時期による結果のばらつきがありますが、上流に多数の住宅等のあるものについては生活排水の流入によりBODの値が高くなる傾向にあり、下水道の供用が開始された地域では値が低くなる傾向にあります。その他の有害物質については検出されていません。

また、長谷池では、鉱床地という特性から酸性水の影響を受けて水素イオン濃度が酸性を示す傾向でしたが昨今は改善してきており、他の池ではアルカリ性を示しています。汚染の指標となる化学的酸素要求量CODは、大ヶ池西でやや高い値となっております。

図—3 水質調査測定地点図



令和6年度水質調査結果

表=15(1)海域

項目等		気温	水温	pH	COD	SS	DO	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	砒素	総水銀	銅	亜鉛	溶解性 鉄	溶解性 マンガン	クロム	フェノール類	
調査地点		(°C)	(°C)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	
(調査日) 令和6年8月19日																							
A	中村窯業沖	28.8	31.4	7.6	3.3	9.2	2.0	9.0	ND	1.10	0.120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B	セラテクノ沖	30.0	30.6	7.8	3.1	8.4	2.7	1.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
C	久々井沖	29.1	31.2	7.9	2.8	13.4	3.1	3.0	ND	0.90	0.075	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D	片上大橋下	28.9	28.9	7.9	2.6	10.6	2.8	7.0	ND	0.80	0.074	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E	クラレ沖	29.2	30.6	7.8	3.0	7.8	2.5	9.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(調査日) 令和6年12月9日																							
A	中村窯業沖	7.8	10.4	8.1	2.6	4.2	8.8	0.0	ND	0.94	0.029	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B	セラテクノ沖	7.4	10.7	8.2	2.5	4.6	9.2	—	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
C	久々井沖	8.2	10.3	8.2	2.6	5.0	9.6	0.0	ND	0.77	0.024	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D	片上大橋下	7.7	10.8	8.2	2.3	4.8	8.9	0.0	ND	0.70	0.029	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E	クラレ沖	6.8	10.7	8.3	2.6	4.6	9.2	—	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基準値		—	—	7.8~8.3	2以下	—	7.5以上	1000以下	—	0.3以下	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ND : 定量下限値未満

(2) 河川

調査日 令和6年5月22日

調査地点	項目等	pH	DO	BOD	COD	SS	n-ヘキサン抽出物質	銅	全亜鉛	大腸菌群数	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(CFU/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	香登川西鶴山小学校前	8.4	11.0	1.5	—	23.0	ND	ND	0.084	78	1.30	0.240	ND	ND	ND	ND	ND	ND
2	流川	7.9	9.9	ND	—	4.0	ND	ND	0.003	330	0.63	0.023	ND	ND	ND	ND	ND	ND
3	伊里川 (B)	7.7	10.0	ND	—	3.0	ND	ND	0.003	45	0.47	0.031	ND	ND	ND	ND	ND	ND
4	大谷川 (B)	7.6	10.0	ND	—	1.0	ND	ND	0.003	170	0.68	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	ND
5	長谷川 (B)	6.8	9.8	ND	—	3.0	ND	ND	0.079	11	0.39	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6	佐山川	9.6	14.0	1.1	—	5.0	ND	ND	0.001	12	0.58	0.067	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7	金剛川 (A)	7.0	8.4	2.4	—	4.0	ND	ND	0.041	43	0.67	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8	猪ノ谷井堰 (A)	7.1	10.0	ND	—	3.0	ND	ND	0.007	43	0.42	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	南方 (A)	7.2	8.7	ND	—	1.0	ND	ND	0.008	36	0.40	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND
10	細丸井堰 (A)	7.4	11.0	0.5	—	2.0	ND	ND	0.005	44	0.56	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND
11	三股 (A)	7.6	10.0	0.8	—	3.0	ND	ND	0.001	44	0.61	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND
12	馬場川	8.0	9.1	0.8	—	10.0	ND	ND	0.027	130	0.51	0.054	ND	ND	ND	ND	ND	ND
13	大淵川	8.2	10.0	0.7	—	13.0	ND	ND	0.026	25	0.29	0.043	ND	ND	ND	ND	ND	ND
14	新田川	9.0	10.0	0.8	—	4.0	ND	ND	0.014	160	0.94	0.130	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15	同道川	7.5	7.7	0.9	—	30.0	ND	ND	0.045	790	0.83	0.160	ND	ND	ND	ND	ND	ND
16	西谷川	7.7	11.0	ND	—	1.0	ND	ND	ND	110	0.77	0.036	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	大ヶ池西	7.8	9.2	—	6.8	4.0	ND	ND	ND	27	0.34	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND
18	長谷池 (B)	7.0	8.5	—	2.4	ND	ND	ND	0.034	ND	0.26	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND
19	新宮ファームNo.1	7.5	—	ND	—	4.0	ND	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—
20	新宮ファームNo.2	7.5	—	ND	—	1.0	ND	—	—	180	—	—	—	—	—	—	—	—
21	土居池	7.4	10.0	—	7.5	3.0	ND	ND	ND	1	0.51	0.025	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22	山田原池 (B)	8.2	10.0	—	8.2	8.0	ND	ND	0.026	1	0.47	0.031	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23	東奥池	8.5	11.0	—	6.4	8.0	ND	ND	ND	2	0.31	0.017	ND	ND	ND	ND	ND	ND
定量下限値		—	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.01	0.001	1.8	0.05	0.003	0.0003	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005
河川水	環境基準A類型	6.5~8.5	7.5以上	2以下	—	25以下	—	—	—	300以下	—	—	0.01以下	不検出	0.01以下	—	0.01以下	0.0005以下
	環境基準B類型	6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	1000以下	—	—	0.01以下	不検出	0.01以下	—	0.01以下	0.0005以下
農業用水基準		6.0~7.5	5以上	—	6以下	100以下	—	0.02以下	0.5以下	—	1以下	—	—	—	—	—	0.05以下	—

ND : 定量下限値未満

調査日		令和6年11月29日																
調査地点	項目等	pH	DO	BOD	COD	SS	n-ヘキサン抽出物質	銅	全亜鉛	大腸菌群数	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(MPN/100mℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)
1	香登川西鶴山小学校前	7.5	10.0	0.8	—	12.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	流川	7.7	10.0	ND	—	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	伊里川 (B)	7.4	11.0	ND	—	1.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	大谷川 (B)	7.2	10.0	ND	—	1.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	長谷川 (B)	6.3	10.0	ND	—	19.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	佐山川	9.3	15.0	0.6	—	1.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	金剛川 (A)	7.4	10.0	ND	—	4.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	猪ノ谷井堰 (A)	7.2	10.0	ND	—	3.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	南方 (A)	7.2	11.0	ND	—	3.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	細丸井堰 (A)	6.8	12.0	ND	—	ND	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	三股 (A)	7.3	12.0	ND	—	1.0	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	馬場川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	大湫川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	新田川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	同道川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	西谷川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	大ヶ池西	7.3	8.6	—	9.7	17.0	ND	—	—	—	1.00	0.590	—	—	—	—	—	—
18	長谷池 (B)	6.6	10.0	—	2.8	2.0	ND	—	—	—	0.07	0.010	—	—	—	—	—	—
19	新宮ファームNo.1	6.5	—	1.0	—	7.0	ND	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—
20	新宮ファームNo.2	7.4	—	ND	—	ND	ND	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—
21	土居池	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	山田原池 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	東奥池	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定量下限値		—	0.5	0.5	0.5	1	0.5	0.01	0.001	1.8	0.05	0.003	0.0003	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005
河川水	環境基準A類型	6.5~8.5	7.5以上	2以下	—	25以下	—	—	—	1000以下	—	—	0.01以下	不検出	0.01以下	—	0.01以下	0.0005以下
	環境基準B類型	6.5~8.5	5以上	3以下	—	25以下	—	—	—	5000以下	—	—	0.01以下	不検出	0.01以下	—	0.01以下	0.0005以下
農業用水基準		6.0~7.5	5以上	—	6以下	100以下	—	0.02以下	0.5以下	—	1以下	—	—	—	—	—	0.05以下	—
ND : 定量下限値未満																		

IV 騒音・振動・悪臭

1. 騒音

騒音は私たちの日常生活に最も身近な問題であり、原因となるものには工場、事業場、建設作業や自動車・鉄道・航空機などの交通機関、また、飲食店のカラオケ、家庭でのピアノ、クーラーなど多種多様なものがあります。表－16に「騒音の大きさの例」を示しましたが、騒音の影響は主として感覚的、心理的なものが多く、個人差もあり、また、時間帯によっても感じ方が異なり、苦情が発生しやすいといえます。

騒音について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。25ページの(表－17)備前市では都市計画法に基づく用途地域について、法律の地域指定を受けています。工場、事業場から発生する騒音の防止については、騒音規制法で定められた特定の施設を設置する工場等について、用途地域の区分ごとに騒音の大きさの基準が定められており、これを守ることが義務づけられています。(表－18)

また、くい打機やさく岩機の使用など、著しい騒音を発生する建設作業についても基準が定められており、作業にあたっては事前に市へ届け出ることとなっています。(表－19)その他の騒音について、交通騒音については現在のところ抜本的な解決方法はありますが、家庭から発生する騒音など、お互いの注意で防げるものもありますので、隣近所への配慮が必要といえます。

騒音の大きさの例

表－16

非常にやかましい	120デシベル	飛行機のエンジンの近く
	110デシベル	自動車の警笛(前方2m)・リベット打ち・くい打ち・ロックコンサート
	100デシベル	電車が通るときのガードの下
	90デシベル	大声による独唱・騒々しい工場の中・どなり声
やかましい	80デシベル	地下鉄の車内・交通量の多い道路・電話が聞こえない
	70デシベル	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
	60デシベル	静かな乗用車・普通の会話
静か	50デシベル	静かな事務所
	40デシベル	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
非常に静か	30デシベル	郊外の深夜・ささやき声
	20デシベル	木の葉のふれ合う音・置時計の秒針の音(前方1m)

騒音に係る環境基準

表-17

区 分		類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C	
環 境 基 準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	
	道路に面する地域	区分		2車線以上の車線 を有する道路に面する地域	2車線以上の車線 を有する道路に面する地域	車線を有する道路に面する地域
		昼間		60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
		夜間		55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

備考: 1 昼間: 午前6時から午後10時まで 夜間: 午後10時から翌日午前6時まで

騒音規制基準

表-18

(騒音規制法)

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼 間	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
朝 ・ 夕	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
夜 間	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
備 考	1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベル減じた値とする。ただし、第1種区域は除く。 2 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における許容限度をいう。			

基準の適用地域等

区 分	環境基準	騒音規制法	用 途 地 域 等
指定地域	類型A	第1種区域	第1種低層住居専用地域
		第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	類型B		第1種住居地域・第2種住居地域 用途地域以外の地域(環境基準は対象外)
		類型C	第3種区域
	第4種区域		工業地域
	時 間	昼 間	7:00~20:00(環境基準は6:00~22:00)
朝 ・ 夕		5:00~ 7:00 20:00~22:00	
夜 間		22:00~ 5:00(環境基準は22:00~6:00)	

* 旧日生町・旧吉永町は、地域(字)ごとに指定しています。

表-19 特定建設作業に係る騒音の改善基準

規制種別	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業時刻	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと
作業時間	10時間/日	14時間/日
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	

(注)2号区域とは、騒音の規制基準の区域の第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲80mの区域以外の区域をいう。1号区域とは、2号区域以外の区域をいう。

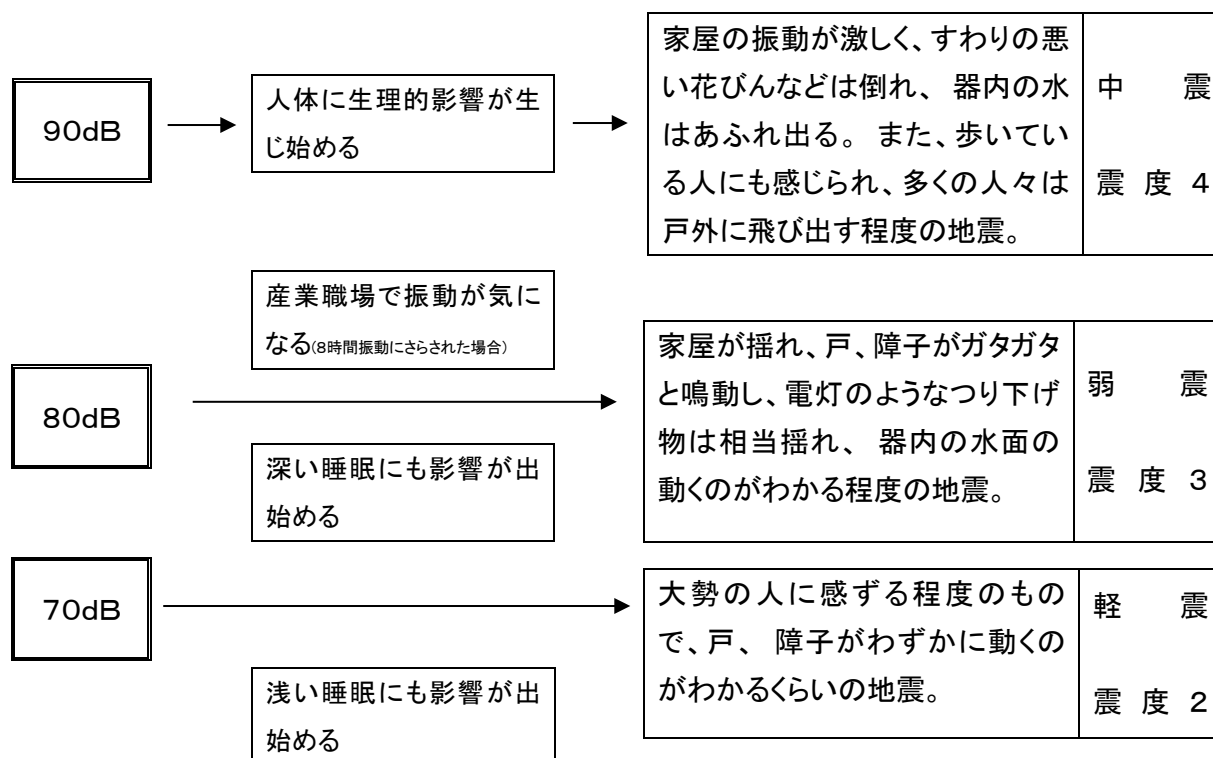
2. 振動

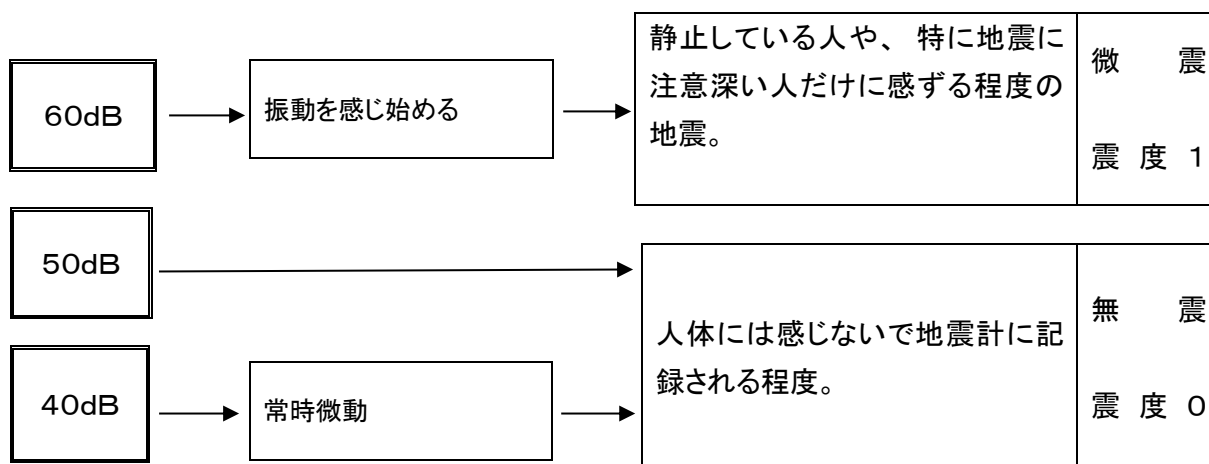
振動については、工場、事業場、建設作業によるものや、自動車等の交通機関から生じるものなどがあり、一般家庭等を除いてほぼ騒音と同じものから、騒音を伴い発生することが多いといえます。図-4に「振動による影響」を示しましたが、騒音と同様に主として感覚的、心理的な影響を与えます。防止対策は、発生源のうち振動規制法に基づく特定の施設を設置する工場、事業場については、用途地域の区分により、振動の大きさについての基準が定められていて、これを守ることが義務づけられています。(P27表-20)また、騒音同様特定の建設作業についても基準が定められていて、事前に市へ届け出ることとなっています。(P27表-21)

振動による影響

図-4

気象庁震度階





振動規制基準

表-20

(振動規制法)

区 分		第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
昼 間	7:00~20:00	65デシベル	70デシベル
夜 間	20:00~7:00	60デシベル	65デシベル
区域の区分		第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考	1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び認定こども園の周囲50mの区域内の基準は、5デシベル減じた値とする。 2 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における許容限度をいう。		

* 旧日生町・旧吉永町は、地域(字)ごとに指定しています。

特定建設作業に係る振動の改善基準

表-21

規制基準	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	75デシベル	
作業時刻	騒音に係る特定建設作業と同じ	
作業時間		
作業期間		
作業日		

※1号区域と2号区域の取り扱いは騒音に係る特定建設作業と同じ。

3. 悪 臭

臭いには多くの人から好まれるものもあれば、動物のし尿、食物や動植物の腐敗臭のように嫌われるものもあります。臭いの感じ方には個人差もあり好悪もさまざまですが、悪臭とは一般的に、人に不快感や嫌悪感を与える臭いのことで、これにより快適な生活環境が損なわれるといえます。不快な臭いの原因となる物質は多数ありますが、生活環境の保全のため悪臭防止法では、工場、事業場などの事業活動によって発生する悪臭物質のうち22物質について規制地域を定め、規制基準を設定しています。(表—22)

このほか、個々の物質のみでは対応できない複合臭の対策として、人間の嗅覚を利用して、臭いの総体を判定することができる「嗅覚測定法」による臭気指数規制も法律に加えられるなど、種々の方法で規制強化が図られています。

悪臭規制基準及びにおいの特徴

表—22

規制物質	規制基準(単位:ppm)		においの特徴
	第1種区域	第2種区域	
アンモニア	1	2	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.030	
トリメチルアミン	0.005	0.020	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.10	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.10	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.030	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	4.0	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	
トルエン	10	30	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	刺激的な甘酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0020	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	

*注) 第1種区域：用途地域、久々井・鶴海の一部地域
第2種区域：第1種区域以外の地域

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 責務

第1節 市の責務(第5条・第6条)

第2節 市民の責務(第7条・第8条)

第3節 事業者等の責務(第9条・第10条)

第3章 公害の防止等(第11条—第27条)

第4章 自然環境の保全(第28条—第32条)

第5章 環境保全対策審議会(第33条—第36条)

第6章 雑則(第37条・第38条)

第7章 罰則(第39条—第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、法令及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号)に定めがある場合を除くほか、公害防止及び自然環境保全(以下「環境保全」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 この条例は、郷土の自然を保護し、市民の健康で文化的な生活を確保するため、環境保全に対する市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公害防止及び環境保全に努め、現在及び将来のため、健康でかつ良好な環境を確保することを基本理念とする。

(財産権等の尊重)

第3条 この条例の定める環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、公益との調整に留意しなければならない。

(用語の定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 擁壁、排水路、公害防止施設、畜産に係る糞尿処理施設その他環境保全のため必要な施設又は土地をいう。
- (2) 事業者等 工場又は事業場において事業を行う者、牛、豚、鶏等の家畜を飼育する者、毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用する者をいう。
- (3) 公害 環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。
- (4) ばい煙等 ばい煙、粉じん、排出水、騒音、振動又は悪臭をいう。
- (5) 指定施設 ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させるものであって規則で定めるものをいう。
- (6) 特定施設 排出水又は悪臭を排出し、又は飛散させるものであって規則で定めるものをいう。
- (7) 指定施設等 指定施設又は特定施設をいう。

- (8) 自然環境保全地区 山林、原野、河川、湖沼等の所在する自然環境が良好な地区又は優れた自然環境を有する地区であって、市長が当該環境を保護することが必要と認めて指定した地区をいう。

第2章 責務

第1節 市の責務

(基本的責務)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、関係施策を通じて環境保全に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の施策を実施するにあたり、市民の理解と協力を得られるように努めなければならない。

(施策)

第6条 市長は、環境を保全するため、次の各号に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 環境保全のための調査研究を実施すること。
- (2) 環境保全のため必要な事業を実施すること。
- (3) 環境保全のための施設等の整備を促進するため、その施設等の設置又は改善につき必要な技術的助言、資金のあっせん等の援助に努めること。
- (4) 環境保全に係る苦情又は紛争(以下「苦情等」という。)について適正な解決に努めること。
- (5) 環境保全に関する意識の向上及び知識の普及に努めるとともに、環境保全の方法等に関し必要と認める事項を市民に周知すること。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第7条 市民は、市が行う環境保全に関する施策に協力するとともに、良好な生活環境の確保に努めなければならない。

(施設等の管理義務)

第8条 市民は、その所有又は管理に属する土地その他の施設等について、常に適正な管理を行い地域の生活環境の保全に努めなければならない。

第3節 事業者等の責務

(基本的責務)

第9条 事業者等は、その事業活動による環境の破壊を防止するため適切な措置を講じ、市長が行う環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(施設等の管理義務)

第10条 事業者等は、その所有又は管理に属する施設等について、常に適正な管理を行い、地域の環境保全に関する施策に協力するとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を生じることのないよう努めなければならない。

第3章 公害の防止等

(公害防止協定)

第11条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、工場若しくは事業場又は畜産施設(以下「工場等」という。)を設置している者又は設置しようとする者(以下「工場等設置者」という。)との間に公害防止に関する協定を締結するものとする。

- 2 工場等設置者は、前項の規定による協定の締結について市長の求めがあったときはこれに応じなければならない。

- 3 市長は、協定を締結したときは、その内容を公表しなければならない。

(苦情等の処理)

第12条 事業者等は、公害に係る苦情等が生じたときは、その適切な解決に努めなければならない。

2 市長は、前項の場合においてあっ旋等の要請があったときは、その苦情等の適切な処理に努めなければならない。

(規制基準等の遵守)

第13条 事業者等は、規則で定める規制基準に適合しないばい煙等(粉じんを除く。)を発生させ、又は排出してはならない。

2 事業者等は、工場等の外部に粉じんを飛散させることにより、市民の生活環境に悪影響を与えてはならない。

3 粉じんに係る指定施設を設置する事業者等は、当該指定施設に係る規則で定める管理基準を遵守しなければならない。

4 第1項の規定は、一の施設が指定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から排出されるばい煙等(粉じんを除く。)については、当該施設が指定施設となった日から6箇月間(当該施設が規則で定める施設にあっては1年間。)は適用しない。ただし、当該施設が指定施設となった際、既に当該施設以外の排水に係る指定施設を設置している工場等から排出される排水については、この限りでない。

(指定施設の設置の届出)

第14条 指定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次の事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所(法人にあってはその代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 指定施設の種類

(4) 指定施設の構造

(5) 指定施設の使用の方法

(6) 公害防止の措置

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第15条 一の施設が指定施設となった際、現に工場等にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の設置の許可)

第16条 特定施設を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、第14条第1項各号に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、同項第3号から第5号までの規定中「指定施設」とあるのは「特定施設」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る施設が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

(変更の届出)

第17条 第14条第1項の規定による届出をした者(以下「指定施設設置者」という。)は、その届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定施設設置者は、第14条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該事項を市長に届け出なければならない。

3 第14条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(変更の許可)

第18条 第16条第1項の許可を受けた者(以下「特定施設設置者」という。)は許可に係る事項(同条第2項後段の規定により読み替えて適用する第14条第1項第3号に掲げるものを除く。)のいずれかを変更しようとするときは、市長の変更許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 第16条第3項の規定は、前項の規定による変更許可について準用する。

(勧告)

第19条 市長は、指定施設等を設置すること又は設置したことにより、付近の環境汚染が予測され、又は著しくなり、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがあるときは、当該指定施設等の変更又は廃止を勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けた者は、その勧告に基づき必要な計画の変更又は廃止をしなければならない。

3 第1項の規定により勧告しようとするときは、環境保全対策審議会の意見を聴かななければならない。

(許可の取消し)

第20条 市長は、特定施設設置者が偽りその他不正な手段により許可を受けたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(受理通知)

第21条 市長は、第14条第1項又は第17条第2項による届出があった場合はその内容を審査し、規則に定めるところにより速やかに受理通知をしなければならない。

(実施制限)

第22条 指定施設設置者又は特定施設設置者(以下「指定施設設置者等」という。)は、その届出が受理された日又は許可された日から30日を経過した後でなければ当該届出又は許可に係る指定施設等の設置又は変更をしてはならない。

2 市長は、届出又は許可の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(使用開始の届出)

第23条 指定施設設置者等は、その届出又は許可に係る指定施設等の設置又は変更の工事をした場合においてその工事に係る指定施設等の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第24条 指定施設設置者等からその届出又は許可に係る指定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設等に係る当該指定施設設置者等の地位を承継する。

2 指定施設設置者等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は当該指定施設設置者等の地位を承継する。

3 前2項の規定により指定施設設置者等の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(使用廃止の届出)

第25条 指定施設設置者等は、その届出又は許可に係る指定施設等の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第26条 市長は、指定施設設置者等が第19条第1項の規定による計画の変更又は廃止の勧告に従わないとき、又は指定施設設置者等が指定施設等から排出する物質、騒音若しくは振動若しくは事業者等が工場等から飛散させる粉じんによって市民の生活環境に悪影響を及ぼしたと認めるときは、当該指定施設設置者等又は事業者等に対し、期間を定めて当該指定施設等若しくは処理方法の改善、防止施設の設置又は当該指定施設等の使用若しくは事業の一時停止を命じることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に係る措置をしたときは、速やかに市長に届け出てその検査を受けなければならない。

(事故の措置)

第27条 指定施設設置者等は、指定施設等が故障し、又は使用を誤って人の健康又は生活環境に被害を発生させたときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するとともにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 自然環境の保全

(自然環境保全地区の指定)

第28条 市長は、自然環境を保全するために必要と認めた場合には、自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)を指定するものとする。

2 前項の指定をしようとするときは、市長は、環境保全対策審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の告示)

第29条 市長は、前条の規定により保全地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(保全地区の変更及び解除)

第30条 市長は、指定した保全地区について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除することができる。

2 第28条第2項及び前条の規定は、前項の規定による保全地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。

(保全地区内における行為の届出)

第31条 保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為開始前30日までに規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (3) 木材の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) その他前各号に準ずる行為

2 前項の規定にかかわらず、非常災害のために必要な応急措置を行った者については、当該措置の完了後届出をすることができる。

(勧告)

第32条 市長は、自然環境保全のために必要があると認めるときは、当該保全地区内において、届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該行為の中止又は改善等必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けた者は、その勧告に基づき必要な措置を講じなければならない。

第5章 環境保全対策審議会

(審議会の設置)

第33条 市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査審議するため、環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 指定施設等の指定に関する事項
- (2) 「公害防止に関する協定」に関する事項
- (3) 第19条第1項に定める指定施設等の計画変更及び廃止の勧告
- (4) 保全地区の指定又は解除に関する事項
- (5) その他環境保全対策に関する基本的事項

(審議会の組織)

第34条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第36条 委員の報酬及び費用弁償については、備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の定めるところによる。

第6章 雑則

(報告及び検査)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者その他の関係者から、指定施設等の状況その他の必要な事項について報告を求め、又は職員に工場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の検査を行うにつき、関係者は正当な理由がない限りこれを拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第39条 第26条第1項の規定による命令に違反した者は、6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第40条 第13条第1項(ばい煙又は排出水に係るものに限る。)の規定に違反した者は、3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罰を犯した者は、5万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第22条第1項の規定に違反した者
- (4) 第37条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の備前市公害防止条例(昭和48年備前市条例第16号)、日生町公害防止条例(昭和48年日生町条例第20号)又は吉永町環境保全条例(昭和52年吉永町条例第28号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、備前市環境保全条例(平成17年備前市条例第155号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定施設等)

第2条 条例第4条第5号の指定施設は別表第1に、同条第6号の特定施設は別表第2に掲げる施設とする。

(規制基準等)

第3条 条例第13条に規定する規制基準等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ばいじんに係る規制基準は、別表第3に掲げる基準

(2) 粉じんに係る管理基準は、別表第4に掲げる基準

2 条例第13条第2項に規定する粉じんの飛散により市民の生活環境に与える悪影響とは、市民が生活する上で使用する次の各号に掲げる施設又は物件に対する粉じんによる被害で、それを通常の維持管理では防ぐことができないと認められるものとする。

(1) 住宅用建築物及びその附属施設

(2) 事業用建築物及びその附属施設

(3) 自動車、自動二輪車、軽車両等

(4) 屋外で保管する加工食品

(5) 屋外で乾燥させている衣料品等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める施設又は物件

(特定施設の許可基準)

第4条 条例第16条第4号の規定による特定施設の設置の許可基準は、別表第5のとおりとする。

(届出書、許可申請書等の様式)

第5条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書によるものとし、その提出部数は各1部とする。

(1) 条例第14条第1項、第15条第1項又は第17条第2項の規定による届出

指定施設設置(使用・構造等変更)届出書(様式第1号)

(2) 条例第16条第2項又は第18条第1項(条例第14条第1項第4号から第6号までに係るものの変更に限る。)の規定による許可

特定施設設置(使用・構造等変更)許可申請書(様式第2号)

(3) 条例第17条第1項の規定による届出

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(様式第3号)

(4) 条例第18条第1項(条例第14条第1項第1号及び第2号に係るものの変更に限る。)の規定による許可

氏名(名称・住所・所在地)変更許可申請書(様式第4号)

(5) 条例第23条の規定による届出

使用開始届出書(様式第5号)

- (6) 条例第24条第3項の規定による届出
地位承継届出書(様式第6号)
- (7) 条例第25条の規定による届出
使用廃止届出書(様式第7号)
- (8) 条例第26条第2項の規定による届出
改善措置届出書(様式第8号)
- (9) 条例第27条の規定による届出
事故状況等届出書(様式第9号)
- (10) 条例第31条第1項の規定による届出
保全地区内行為届出書(様式第10号)

(指定施設等設置の届出及び許可に係る添付書類)

第6条 条例第14条第2項(条例第15条第2項及び第17条第3項において準用する場合を含む。)及び条例第16条第3項の書類は、次に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 工場等の位置図及び周辺約200メートル以内の見取図
- (2) 工場等の建物の用途及び配置を示す図面
- (3) 指定施設等及び処理施設の構造図
- (4) 指定施設等及び処理施設並びに関連施設の配置図
- (5) 作業工程図
- (6) その他必要なもの

第7条 削除

(実施制限期間の短縮)

第8条 市長は、条例第22条第2項の規定により、同条第1項に規定する期間を短縮したときは、届出をした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(許可証)

第9条 市長は、条例第16条第1項又は第18条第1項の規定による許可をしたときは、当該申請者に特定施設設置許可証(様式第12号)を交付するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第37条第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第13号とする。

(会長及び副会長)

第11条 備前市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

(専門委員)

第13条 審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が選任する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されたものとする。

(聴取)

第14条 会長は、必要があると認めるときは議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の備前市公害防止条例施行規則(昭和48年備前市規則第9号)、日生町公害防止条例施行規則(昭和48年日生町規則第5号)又は吉永町環境保全条例施行規則(平成5年吉永町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

指定施設

	施設名	規模
1	ボイラー	日本工業規格B—8201及びB—8203の伝熱面積5平方メートル以上、10平方メートル未満であること。
2	乾燥炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。
3	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満であること。
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であること。
5	鉱物(コークスを含む。)又は土石の堆積場	面積が100平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
6	ホッパー(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	すべてのもの
7	ベルトコンベアー及びバケットコンベアー(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル未満であるか又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
8	破碎機及び磨砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。

	するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
9	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
10	塩素ガスによる漂白施設	すべてのもの

別表第2(第2条関係)

特定施設

	施設名	規模
1	牧場	1団の土地に牛30頭以上又は馬30頭以上を飼養するもの
2	養鶏場	1団の土地に成鶏5,000羽以上飼養するもの (中雛は成鶏の2分の1に換算)
3	養豚場	1団の土地に豚50頭以上飼養するもの
4	鳥類(小鳥及び鶏を除く。)飼育場	1団の土地に5,000羽以上飼育するもの

別表第3(第3条関係)

ばいじんに係る規制基準

	施設名	排出基準
1	別表第1の1の項に掲げる施設	
	重油その他の液体燃料又はガスを専燃させるもの	0.3グラム
	石炭を燃焼させるもの	0.8グラム
	その他のもの	0.4グラム
2	別表第1の2の項に掲げる施設	0.8グラム
3	別表第1の3の項に掲げる施設	0.7グラム

備考

- 1 ばいじんの排出基準は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量とする。
- 2 ばいじんの測定は、次の方法による。
 - (1) 日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には燃料の点火灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
 - (2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

別表第4(第3条関係)

粉じんに係る管理基準

施設名		管理基準
1	別表第1の5の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は、土石を堆積する場合は次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第1の6の項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 投入部及び取出口にフード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第1の7の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに、コンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	別表第1の8及び9の項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

別表第5(第4条関係)

特定施設の設置の許可基準

施設名	許可基準
1 牧場	1 放牧によって飼育する場合は、草地規模に見合った頭数であること。
2 養鶏場	2 飼育頭羽数に適した構造の施設であり、かつ、糞尿の処理施設が設けられていること。
3 養豚場	3 糞尿の処理及び構内の清掃に支障をきたさない構造であること。
4 鳥類(小鳥及び鶏を除く。)飼育場	4 施設に飲水用としてウォーターカップが設けられていること。 5 柵又は塀が設けられていること。 6 汚水を処理するための貯溜槽及び浄化装置が設けられており、さらに、これらに通じる排水溝は不浸透性材料で作られ適当な覆いが設けられていること。 7 廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散及び害虫等の発生を防止するための必要な構造又は設備が設けられていること。 8 汚物ため及び汚水ためは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 9 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 10 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために、必要な排水処理施設が設けられていること。 11 施設からの放流水の水質検査、ばい煙に関する検査、施設の点検及び機能検査を定期的に行うこと。 12 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。 13 その他市長が必要と認める事項

備前市の環境保全 令和6年度版
(令和5年度環境調査資料)

編集発行 備前市 市民生活部 環境課
備前市東片上126番地
TEL (0869) 64-1822